

## 平成28年度第1回大山崎町都市計画審議会会議録

日時：

平成28年11月28日（月）午後1時30分～午後3時20分

場所：

大山崎町役場 3階 防災会議室

出席委員

有賀会長、中田会長代理、並川委員、河内委員、  
西田委員、岸委員、前川委員、波多野委員、

欠席委員

西河委員、神谷委員、

幹事

山元環境事業部長、蛭原総務部長

事務局

天野建設課長、藤波主幹（都市計画リーダー）、藤原主査、山田（再任用）、久米（再任用）

傍聴者

なし（公開）

議事

1、新委員の委嘱

2、副町長挨拶

3、開会

（事務局）

- ・開会、過半数以上の出席により会の成立の報告

委員の紹介

(会長)

- ・会長あいさつ
- ・公開又は非公開の決定及び、傍聴者の報告について

(事務局)

付議案件「京都都市計画 生産緑地地区の変更（大山崎町決定）案」は、都市計画案として既に縦覧に供しました案件、又、行政報告「大山崎町緑の基本計画（改定案）」は近日パブリックコメント実施予定であり、公開することとして支障ないものと事務局は考えております。

(会長)

今回の付議案件「京都都市計画 生産緑地地区の変更（大山崎町決定）案」及び、行政報告「大山崎町緑の基本計画（改定案）」は、公開として決定してよろしいか。

(各委員)

異議なし

(会長)

傍聴希望者はありますか。

(事務局)

傍聴希望者は居られません。

## 2. 議事（要約版）

付議 「京都都市計画 生産緑地地区の変更案（大山崎町決定）」について

(会長)

事務局より（案）の説明をお願いします。

(事務局)

「京都都市計画 生産緑地地区の変更（大山崎町決定）案」の要旨説明

面積、6.33haを、追加により、0.26ha増の、6.59haに変更する。

地区数、30地区に2地区を追加し、32地区に変更する。

縦覧結果については、平成28年11月7日から21日まで縦覧し、住民及び利害関係人ともに「意見なし」です。

地区の指定の受付は平成25年度より平成27年度まで3ヵ年ですが、追加に関しましては、やむを得ない事由を定めており、今案件はその事由に該当しておりましたので、農業委員会と調整し、追加申請を受け付けました。

#### 【質疑応答等】

(会長)

質問等があればどうぞ、

(委員)

特別な理由での追加変更は、今後も可能ですか  
また、増減も可能ですか。

(事務局)

生産緑地の受付は、原則平成27年度で終わっております。しかし、係争、相続、病気、地籍困難などで申請ができなかったものに限り、特別な事由といたしまして、農業委員会と調整の上、追加変更を受け付けております。

また、増減に関しましては、主たる営農従事者が死亡した場合は、買取申し出を行うことができ、公共が買わない場合は、他の農業従事者に買取を求め、新たな農業従事者が見つからない場合は、3ヶ月を経過後、指定（行為の制限）が解除されることになり、事後になります。都市計画の変更を行います。

他に、公共事業（施設）により、残地が、面積要件の500㎡を下回れば、指定の解除となります。これとは逆に面積要件が不足していたが隣地を買い取るにより1塊の土地として500㎡を超えていれば新規の要件を満たすと考えております。

新規、増減につきましては内規を決めておりますので、それに基づき運用しております。

(委員)

気が変わったでは、変更はできないのですね。

(事務局)

生産緑地法では、個人の事由（気が変わった）では変更できないとなっております。

(委員)

生産緑地に指定されても、土地区画整理は可能ですか。

(事務局)

生産緑地を含めた、土地区画整理事業は可能です。ただ、手法を用いる際には、換地などで可能な限り、生産緑地を残すように考えております。

(委員)

この場での議題ではないですが、円明寺、下植野で生産緑地に指定された後、道ができなくなり袋小路になるのが心配で発言しました。

(事務局)

生産緑地の指定を受けている土地であっても、道路を含む公共施設の設置は可能であり、奥の土地の、土地利用も可能ではないかと考えております。

(委員)

生産緑地指定はされていないが、円明寺小字西法寺地域で近年、賃貸物件などの開発が多く見られるが、奥の土地に対して、道ができなくなり袋小路になるのが心配で、街づくりの観点から発言しました。

(幹事)

ご指摘の地域では、従前より接道できていない土地も何件かはあり、生産緑地指定を受けている土地もあります。今後、地権者により区画整理事業の発議などがあれば、6mの区画道路などの公共施設を設置してもらう事になりますが、ただ、生産緑地の指定を受けている土地については、換地などで緑地を残していく必要があると、認識しております。

(委員)

区画整理事業の発議などは、地権者や農業委員会なのか、行政なのか、どれがよいのでしょうか。

(幹事)

行政主体、主導や、地権者が組合を設立して実施するケースなど、色々と考えられますが、現在、確定的なものはありません。

(委員)

あくまでも要望ですが、行政主導でなければ、発議が難しい点もあるので、今後この点を要望します。

(会長)

今年度の生産緑地の申請はこの2件だけですか。

(事務局)

現時点では、この2件だけです。

(会長)

他にご意見もないので、付議されました「京都都市計画 生産緑地地区の変更（大山崎町決定）案」は承認として宜しいでしょうか。

(複数委員)

「異議なし」

(会長)

異議なしとのことですので、事務局の方で答申案をまとめて頂きたいと思います。

事務局より「答申案」を配布

(会長)

お手元に事務局からお配りした答申案を確認して頂くために読み上げます。「京都都市計画 生産緑地地区の変更（大山崎町決定）案」について答申内容は「異議ありません。」ということです。ご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

それでは、承認いただいたということで、町長宛に答申することとする。また、細部において誤字、脱字等含め、事務局で最終チェックをお願いします。

事務局より今後の予定について説明をお願い致します。

(事務局)

答申を頂きました内容で京都府と同意、協議を行い12月中旬頃に都市計画決定の告示及び縦覧を行う予定です。その後、平成28年1月頃から生産緑地の杭設置など現地作業を実

施し本年度の生産緑地事務を終了いたします。又、来年度以降、廃止等の変更が生じる案件がありましたら、ご審議いただきます。

(会長)

では、行政報告、「大山崎町緑の基本計画改定(案)」の報告の前に休憩を取ります。

(休憩 10 分)

(会長)

行政報告、「大山崎町緑の基本計画改定(案)」の報告に関しまして、事務局より、大山崎町都市計画審議会条例施行規則第 5 条による説明補助員の入場を進めてください。

(事務局)

計画案策定の受託業者である、国際航業 2 名を入場させます。

(国際航業 2 名入場)

(会長)

行政報告、「大山崎町緑の基本計画改定(案)」の報告の説明をお願いします。

(事務局)

「大山崎町緑の基本計画改定(案)」について、現計画からの経過および、1 章から 6 章までの改定案の骨子、資料編について説明。

(質疑応答)

(会長)

多岐にわたる内容ですが、限られた時間内での概要的な説明でしたが、ご質問等があれば頂きます。

(委員)

この案の目玉になる、「天王山の保全と活用」について、(案)作成に当たって事前に地権者、ボランティア等関係者に、連携とあるので、直接、事前に意見を聞きましたか

(事務局)

今後のスケジュールに係りますが、今回ご説明しました(案)につきましては、庁内担当各課に確認しております。又、12月10日よりパブリックコメントを予定しておりますので、これにより広く皆様のご意見を頂く予定をしています。

(委員)

連携とあるので、パブリックコメント(案)の前に、関係者を一堂に集めて、意見を聞き、集約してパブリックコメント(案)をまとめるべきです。今回は時間的に無理があるので、事業の推進、実施にあたっては、関係者等による、協議会的な場を作って、より連携を深めて進めていただきたいです。

(事務局)

この(案)において、天王山などでの活動を方向性的に位置付けております。具体的な推進施策としては、取組みをされている、色々な団体にご意見を頂き、連携していく事が重要であると考えております。

(委員)

小泉川水辺空間の整備について、前計画にも同じように記載され、10年間整備できなかったものを、今回も記述されています、何か意味があるのですか。

(事務局)

現計画期間中に達成出来ませんでした、引き続き方向性を示してまいりたいと考えております。

(委員)

内容的にはよいが、経過的には、京都府も計画を持っていたが、増水時の事故等で止まっ

ていると理解しています。今後、これを進めていくと理解して良いのですか。

(幹事)

方向性としたしまして、天王山夢ほたる公園の供用などで、小泉川付近の集客性が高くなり、親水的要素を含めて計画に反映させ進めていきたいと考えております。又、中学校の通学路の町道円明寺線第 48 号の整備も、町内周遊道路との意味合いも含めて、限られた財源の中、優先順位を決めて、整備に専念しているのが現状であります。

(委員)

公園の共同参画について理解できるが、道路の共同参画は、具体的にどの様なイメージがありますか

(事務局)

大山崎町では、実施しておりませんが、例えば、国道では、路側の草花のお世話等をする事例がございます。大きな方向性としたしましては、どのような内容を、どの様に働きかけて行くかが、課題であると考えております。

(委員)

町道 1 号線では、例えば、側溝の落ち葉清掃などを、地元の方々が、現に実施しておられます。これらの活動を位置付けて、ごみの収集のサポート等、行政と地域が連携して行くことが大切と考えます。

(委員)

要望的なことですが、公園サポーター制度のように、町内会などを対象に、道路の区間を決めて道路サポーター制度的なものを考えてはいかがでしょうか。国道 171 号線沿いでは地元企業が国の制度で活動している様に聞いています。

(幹事)

国においても、河川レンジャー等で、連携を深めているように思います。町の道路での活動では、どの様な団体、活動と決めておりませんが、例えば、個人的にウォーキングを楽しみながら、道路の穴ぼこの情報や、街灯の玉切れの情報等を町に連絡して頂いている例があります。行政としたしまして、これらをどの様に繋げて行くか、課題と考えております。

(委員)

総合計画の人口フレームを、14700人から14900人となっておりますが、記憶違い

かもしれませんが、間違いないですか。

(幹事)

第4次総合計画では、人口フレームとは表現せず、人口の見通しと表現し、15000人弱の人口で、街づくりを進めるようになっています。

(会長)

第4次総合計画から、その様に変化、表現しています。

(委員)

計画書での写真の使い方、気になった点として、例えば、写真に日付けを入れる、又、10年前と対比して掲載するなど、工夫すればより見やすいのでは。

(幹事)

写真の件につきましては、検討させていただきます。

又、開催前に委員からお話のありました、資料の事前配布につきましては、可能な限り努力いたします。

(会長)

計画は、多岐にわたっており、今後気がついた点は、事務局に連絡させて頂いてよいのですか。

(事務局)

ご意見等がありましたら、事務局にご連絡ください。

今後の予定であります、12月10日より1月10日まで、パブリックコメントを予定しております、これと並行いたしまして、京都府さんと協議を行います。これらの後、庁内調整会議で調整します。その後、再度都市計画審議会にご報告させていただき、また、町議会には、委員会等で、ご報告させていただきたいと考えております。

(会長)

この場でのご質問も、ありませんので、行政報告、「大山崎町緑の基本計画改定(案)」の報告は終わります。又、盛りだくさんで、多岐にわたっております。今後、気がついた点は、パブリックコメント等を利用していただきます様、お願いいたします。

次に、その他について、ご質問等があればどうぞ。

(委員)

都市計画道路について、そろそろ見直しが必要ではないですか。

(事務局)

都市計画道路の現状といたしまして、西法寺里後線は完成しておりますが、下海印寺大山崎線、御陵山崎線は完成しておりません。実施につきましても、難しい点も多くあり、今後、廃止、付替えを含めて時期は未定であります。検討が必要と考えております。

(委員)

要望ですが、出来そうにない都市計画道路は、早急に検討してください。

(事務局)

他市の動向を踏まえながら、考えてまいります。

(委員)

確かに、他市との関係もありますが、下海印寺大山崎線、鳥居前の長岡京市との境界付近から、第二外環状道路長岡京インターまでは、出来ればよいが、財政的にも無理ではないか。

(事務局)

ネットワークの観点は重要な点でありますので、大山崎町単独の判断では、都市計画道路の変更は出来ないと考えております。

(委員)

大山崎町の都市計画は、あくまでも京都都市計画区域に含まれていますので、変更も京都都市計画の変更になります。

(幹事)

都市計画道路につきましては、計画策定から後、府道の改築や、経年変化等あり、計画実施に向けて難しい点も多くあります。今後、交通量調査の結果等を踏まえながら、都市計画道路のあり方につきまして、京都府や、関係市と廃止や付替えを含めて協議、検討して行く考えであります。

(会長)

ほかに意見がなければ、質疑を終わります。  
事務局には他に連絡することはありませんか。

(事務局)

本日の会議録は個人名を伏せた形で作成し、会長の承認後、大山崎町ホームページに掲載いたします。

(会長)

会議録は、委員の意見を慎重に扱って作成してください。  
以上で、本日の会議は閉会し、散会いたします。

閉会